

○ひたちなか市外部からの公益通報等に関する要綱

平成18年3月31日

訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、外部の労働者及び市民からの公益通報等を適切に処理することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公益通報 公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公益通報をいい、次に掲げるものとする。

ア 外部通報 外部の労働者及び市民による公益通報をいう。

イ 内部通報 ひたちなか市職員等の公益通報等に関する要綱（平成18年訓令第8号。以下「内部通報要綱」という。）第2条第1号に規定する職員等が行う公益通報をいう。

(2) 情報提供 公益通報に該当しない通報をいう。

(3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実及び情報提供に係る違法・不当な行為に関する事実をいう。

(4) 通報者 公益通報又は情報提供を行う者をいう。

(5) 担当課等 公益通報若しくは情報提供となるべき通報を受け、又は当該通報対象事実に係る事務を所管する課等をいう。

(通報窓口)

第3条 外部通報及び情報提供に関連する相談を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を広報広聴課に置く。

2 通報窓口は、公益通報及び情報提供（以下「公益通報等」という。）の処理を次により行う。

(1) 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを説明する。

(2) 市が処分権限を有する事案のときは、通報対象事実について、担当課等へ送付する。

(3) 内部通報にかかわる事案のときは、総務部総務課長へ送付する。

(担当課等による公益通報等の取扱い)

第4条 担当課等は、市が処分権限を有しない公益通報等のときは、通報者に対し、当該通報対象事実について権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

2 担当課等は、公益通報として受理したときは受理した旨を、公益通報に該当しないため受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(調査の実施)

第5条 担当課等は、公益通報等を受理した場合において、必要があると認めるときは、公益通報委員会と協議し、内部通報要綱第9条に規定する調査員の調査に準じて調査を行うものとする。

2 担当課等は、前項の調査を実施するときは、通報者の秘密を守り、通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに、必要かつ相当と認められる方法により、遅滞なく行わなければならない。

3 担当課等は、適切な法執行の確保並びに利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、必要に応じ、通報者に対し調査の進ちょく状況を報告するものとする。

4 調査結果は、内部通報要綱第11条第3項及び第4項に準じて処理するものとする。

(措置の実施)

第6条 調査結果に基づき、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講ずるものとする。

(通報者への通知)

第7条 担当課等は、措置を講じたときは、通報者に対し、遅滞なく当該措置の内容を通知するものとする。この場合において、担当課等は、適切な法執行の確保並びに利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

2 担当課等は、公益通報等の受理から処理の終了までに要する期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(文書の保管)

第8条 担当課等は、公益通報等の処理に係る記録及び関係資料について、5年間保存するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。